

長野県消費生活条例の制定について

生活文化課

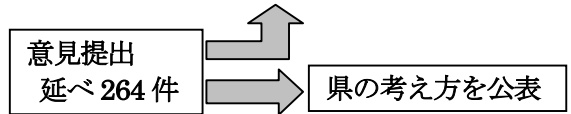
1 制定の背景

- ① 高齢者や障害者などの社会的弱者をターゲットとした「次々販売」などの悪質商法や郵便よる振り込め詐欺など、消費者トラブルの複雑・多様・巧妙化
- ② 条例制定を求める請願書の県議会全会一致による採択（平成18年6月定例会）

消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、県民の消費生活の安定及び向上を確保するため、条例を制定する。

2 制定の経過

- ・H19. 4 長野県消費生活条例(仮称)検討委員会を設置
委員：10名（消費者、事業者、学識経験者、市町村関係者）
- ・H19. 5 検討委員会の議論への反映
- ～H20. 6 6回の委員会を開催
- ・H19. 8 条例案骨子パブリックコメント
- ・H19. 11 条例案要綱パブリックコメント
- ・H20. 7 条例案可決・条例公布
- ・H21. 1 条例施行



3 主な内容（●は事業者が行う措置等、◆は知事(県)が行う措置等）

不当な取引行為の防止

消費者に不当な不利益を及ぼす取引行為(悪質商法)の防止

- 不当な取引行為の禁止
- ◆ 不当な取引行為が疑われる場合の調査、結果公表
- ◆ 事業者に対する不当な取引行為の是正勧告
⇒従わない場合の公表

安全の確保

商品等が身体・財産等に与える危害(製品事故等)の防止

- 危害の防止に必要な措置
- 危害発生(予見)時の公表、販売停止、回収等の措置
- ◆ 国等が公表した危害情報の提供
- ◆ 商品等の安全性に係る調査、結果公表
- ◆ 事業者に対する危険な商品等の排除勧告
⇒従わない場合の公表

生活関連物資の価格の安定と供給の確保

物価の調査と価格安定妨害行為の防止

- ◆ 消費生活との関連性が高い物資の価格動向・需給状況等に係る調査、結果公表
- ◆ 買占め、売惜しみの発生(予見)時における特定生活関連物資の指定
- ◆ 特定生活関連物資の価格安定等への妨害の是正勧告
⇒従わない場合の公表

消費者苦情の処理

消費者トラブル発生への適切な助言

- ◆ 消費者苦情の適切・迅速な処理のための窓口の設置とあわせ
- ◆ 消費者被害救済委員会による紛争のあっせん・調停

県民意見の反映

消費者施策の策定・実施への県民意見の反映

- ◆ 消費生活審議会による消費者施策等に関する重要事項の調査審議
- ◆ 県民の申出による調査、措置
- ◆ 消費者施策の状況等の公表